

工事請負契約における契約の保証に関する取扱い

第1 契約の保証

1 契約事項第4条に規定するとおり、工事請負契約における契約の保証については金銭的保証を原則とし、契約担当者は、落札者に対し、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を求めるものとする。なお、契約事項第4条第1項第3号の銀行、甲が确实と認める金融機関については、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

2 供用開始時期等の関係から、残工事の発注手続を行う時間がない場合等履行保証措置として役務的保証を必要とする場合には、契約事項第4条において請負代金額の10分の3以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）のみを求めるものであるが、あらかじめ小坂町建設工事入札制度実施要綱に規定する指名審査会においてその必要性を十分審議し、慎重に取扱うものとする。

第2 請負契約締結時における取扱い

請負契約は、落札日から5日以内に次に掲げる何れかの保証が付されたことを確認のうえ締結するものとする。ただし、落札者が第3項から第4項に掲げる保証を得るために5日を超える期間を要する場合には、小坂町財務規則（平成24年規則第5号。以下「規則」という。）第122条第1項ただし書に規定する期限の延長願（様式第1号）の提出を求めるものとし、保証証書等の提出後、速やかに締結するものとする。なお、工事請負契約書の契約保証金欄には、納付済の金額、保証書記載の保証金額等を、納付の方法欄には、現金、有価証券、銀行の保証等の方法を記載するものとする。また、第3項から第4項に掲げる保証契約等の申し込みにあたって工事請負契約書案を必要とする場合があるので、契約担当者は、落札者決定後速やかに落札者に対し、契約年月日（落札者が保証を得るために要する期間を考慮して契約担当者が定める日を記載するものとする。）、契約金額等を記載した工事請負契約書案を交付するものとする。

1 契約保証金

- (1) 契約担当者は、落札者から契約保証金を納付する旨の申し出を受けたときは、請負代金額の10分の1以上の金額を記載した納入通知書（規則第29号様式）を作成し、落札者に対して発行するものとする。この場合において、納期限は工事請負契約書案に記載した契約年月日とする。
- (2) 契約担当者は、落札者による契約保証金の領収証書の写しを添付した契約保証金

納付届出書（様式第2号）の提出により納入されたことを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。

- (3) 契約担当者は、契約保証金納付届出書を工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

2 契約保証金に代わる担保としての有価証券等

- (1) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等は、規則第152条に規定する国債地方債のほか次に掲げるものとする。

- (ア) 施行令第156条第1項第2号に規定する証券
- (イ) 鉄道債券その他の政府の保証ある債券
- (ウ) 定期預金債権
- (エ) 町長が確実であると認める社債等

- (2) 前号の担保価格は、国債、地方債及び(ア)並びに(ウ)にあつては額面金額及び債権額、その他の債券にあつては額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは発行価格）の10分の8の額とするものとする。

- (3) 契約担当者は、落札者から、契約保証金に代わる担保としての有価証券等を納付する旨の申し出を受けたときは、保管有価証券納付書の提出を求めるものとする。

- (4) 契約担当者は、落札者から、保管有価証券納付書の提出を受けたときは、出納機関に対して保管有価証券受入通知書を送付するものとする。

- (5) 出納機関は、保管有価証券受入通知書を受けたときは、これを審査し、落札者から保管有価証券を徴し、保管有価証券保管証書を交付するものとする。

- (6) 契約担当者は、落札者から、保管有価証券保管証書の提示を求め、保管有価証券の総額が請負代金額の10分の1以上の金額であること等記載事項に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を締結するものとする。

- (7) 契約担当者は、保管有価証券保管証書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

3 銀行等又は保証事業会社の保証

- (1) 契約担当者は、落札者から、工事請負契約についての銀行等又は保証事業会社の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を締結するものとする。なお、落札者から保証事業会社が電磁的記録により発行する保証証書を閲覧するための情報が提供された場合（以下「電子保証による場合」という。）は保証書の提出があつたものとみなす。

- (ア) 名宛人が契約担当者であること。
- (イ) 保証人が、銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあつては、保証事業会社の記名）があること。
- (ウ) 保証委託者が落札者であること。
- (エ) 保証債務の履行について、保証する旨の文言があること。
- (オ) 保証債務の内容が、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (カ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- (キ) 保証金額が契約保証金額以上であること。
- (ク) 保証期間が工期を含むものであること。

- (ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。
- (2) 工事請負契約を締結後、保証書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- 4 公共工事履行保証証券又は履行保証保険
- (1) 契約担当者は、落札者から、工事請負契約についての公共工事履行保証証券に係る証券（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険に係る証券。以下同じ。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約等を締結するものとする。
- (ア) 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）が契約担当者であること。
- (イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
- (ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が落札者であること。
- (エ) 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。
- (オ) 主契約の内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容）としての工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
- (カ) 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合にあつては、10分の3）以上であること。
- (キ) 役務的保証を付した場合にあつては、瑕疵担保特約が付されたものであること。
- (ク) 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険期間）が工期を含むものであること。
- (2) 工事請負契約を締結後、公共工事履行保証証券に係る証券は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

第3 請負者の債務不履行による解除時の取扱い

契約担当者は、契約事項第45条第1項各号の一に該当するときは、速やかに工事請負契約を解除（様式第3号）するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、契約事項第43条第1項の規定により損害金を徴収して工事を完成させるものとする。なお、役務的保証を付した場合にあつては、契約事項第44条の規定に基づき、保険会社に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求するものとする。

1 契約保証金

- (1) 契約担当者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、契約保証金に係る歳入歳出外現金を歳入へ公金振替するため、公金振替通知書（規則第56号様式）を作成し、当該公金振替通知書を出納機関に送付するものとする。
- (2) 出納機関は、契約担当者から公金振替通知書の送付を受けたときは、直ちに関係帳簿を整理するとともに、公金振替書（規則第39号様式）を指定金融機関等に交付し、指定金融機関等から公金振替済通知書の送付を受けたときは、公金振替通知

書に合てつしななければならない。

- (3) 契約担当者は、公金振替通知書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- (4) 契約担当者は、契約事項第45条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

2 契約保証金に代わる担保としての有価証券等

- (1) 契約担当者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき、契約を解除した場合は、保管有価証券払出（請求書）通知書に契約解除通知の写しを添付して、出納機関に送付するものとする。
- (2) 出納機関は、契約担当者から保管有価証券払出通知書を受領したときは、これを審査し、契約担当者の受領印を徴して、契約担当者に対し、保管有価証券を払い出すものとする。
- (3) 契約担当者は、契約事項第45条第2項に規定する違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

3 銀行等の保証

- (1) 契約担当者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（様式第4号）、納入通知書、保証証書、解除通知の写しを銀行等に提出し、出納機関に調定決議票を送付するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- (2) 契約担当者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

4 保証事業会社の保証

- (1) 契約担当者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した保証金請求書（様式第4号）、納入通知書、保証証書（電子保証による場合は不要）、保証事業会社あて解除通知書（様式第5号）及び解除通知の写しを保証事業会社に提出し、出納機関に調定決議票を送付するものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- (2) 契約担当者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

5 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

- (1) 契約担当者は、契約事項第45条第1項の規定に基づき契約を解除したときは、納入金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額））を記載した保証金請求書、納入通知書及び解除通知の写し並びに公共工事履行保証証券に係る証券を保険会社に提出し、出納機関に調定決議票を送付す

るものとする。なお、保証金請求書及び納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

- (2) 契約担当者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額（履行保証保険の場合にあっては、保険金額）を超過している場合は、別途、契約者から納入通知書により超過額を徴収するものとする。

第4 公共工事履行保証証券の規定による工事完成請求についての取扱い

- (1) 契約担当者は、契約事項第45条第1項各号の一に該当するときは、公共工事履行保証証券の規定に基づき、保険会社に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求するものとする。ただし、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあるときは、契約事項第43条第1項の規定により損害金を徴収して工事を完成させるものとする。
- (2) 契約担当者は、前号の請求を行おうとするときは、公共工事履行保証証券に係る証券に次に掲げる書類を添付して、保険会社に提出するものとする。
 - (ア) 保証債務履行請求書（様式第6号）
 - (イ) 債務不履行の事実及び請求額を証する書類
- (3) 契約担当者は、契約者に対して保証債務履行請求通知書（様式第7号）により、保険会社に第1号の請求を行った旨を通知するものとする。
- (4) 契約担当者は、保険会社が選定した建設業者が、契約者と同等以上の資力及び能力を有し、かつ、同種類工事において同等以上の県の等級格付を受けている者であるときは、当該建設業者（以下「代替履行業者」という。）による代替履行を承認するものとし、代替履行業者から契約事項第44条に基づく契約者の権利及び義務を承継する旨の通知を受けた場合には、承継を承諾するものとする。
- (5) 契約担当者は、保険会社から保証金額を支払うことにより債務を消滅させる旨の申し出を受けたときは、納入金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は保証金額）を記載した納入通知書を保険会社に交付するものとする。なお、納入通知書の写しは、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。
- (6) 契約担当者は、契約事項第45条第2項に記載の違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。

第5 工事完成時の取扱い

1 契約保証金

- (1) 契約担当者は、契約者から契約保証金還付申出書（様式第8号）の提出を受けたときは、出納機関に対し払出の通知をするものとする。
- (2) 出納機関は、払出の通知を受けたときは、これを審査し、口座振替により支払うものとする。

2 契約保証金に代わる担保としての有価証券等

- (1) 契約担当者は、契約者に対し、保管有価証券払出（請求書）通知書を求めるものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から保管有価証券払出請求書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類を審査し、保管有価証券払出通知書を保管有価証券払出請求

書に添付して出納機関に提出するものとする。なお、保管有価証券払出請求書の写しを工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

- (ア) 保管有価証券払出請求書に押印された印鑑が、保管有価証券納付書に押印されている印鑑と同一であること。
 - (イ) 保管有価証券払出請求書の記載事項が、保管有価証券納付書の内容と同一であること。
- (3) 出納機関は、契約担当者から保管有価証券払出通知書を受領したときは、これを審査し、契約者の受領印を徴し、保管有価証券を払い出すものとする。

3 銀行等又は保証事業会社の保証

契約担当者は、契約者から工事目的物の引き渡しを受けたときは、保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）を請負者を通して銀行等に返還するものとする。ただし、保証事業会社の保証にあつては、保証書及び変更保証書の返還を要しないものとする。なお、保証書を請負者に交付する際には、請負者から保証書を受領した旨の領収書（様式第9号）を提出させ、領収書及び保証書の写しを工事請負契約書に綴っておくものとする。

4 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

契約担当者者は、請負者から工事目的物の引き渡しを受けた後も、公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）をそのまま工事請負契約書に綴っておくものとする。

第6 請負代金額の増額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が変更後の請負代金額の100分の5（役務的保証を付した場合にあつては100分の15）以下になるときは、契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証及び公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては、保証金額、履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合にあつては10分の3）以上に増額変更するものとする。

1 契約保証金

契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、第2 請負契約締結時における取扱いの例により、増額する分に相当する金額を徴するものとする。

2 契約保証金に代わる担保としての有価証券等

契約担当者は、契約保証金の金額の増額変更を行おうとするときは、第2 請負契約締結時における取扱いの例により、契約保証金の増額分に相当する金額の有価証券等を徴するものとする。

3 銀行等又は保証事業会社の保証

- (1) 契約担当者は、保証金額の増額変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証金額を変更後の契約保証金の金額以上に増額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書又は保証事業会社が交付する変更保証書（以下この項において「変更契約書

等」という。)を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。

- (2) 契約担当者は、請負者から変更契約書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約等を変更するものとする。
 - (ア) 名宛人が契約担当者であること。
 - (イ) 保証人が保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあつては、保証事業会社の記名）があること。
 - (ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。
 - (エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 変更後の保証金額が変更後の契約保証金の金額以上であること。
- (3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

4 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

- (1) 契約担当者は、保証金額（履行保証保険の場合にあつては保険金額）の増額変更を行おうとするときは、請負者に対して、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合にあつては10分の3）以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつては、（ア）から（カ）、履行保証保険の場合にあつては、（イ）から（キ））等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、工事請負契約を変更するものとする。
 - (ア) 債権者が契約担当者であること。
 - (イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が契約者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (カ) 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合にあつては10分の3）以上であること。
 - (キ) 異動保険期間の始期が契約変更日以前であり、終期が工期の終期以後であること。
- (3) 工事請負契約の変更後、異動承認書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

第7 請負代金額の減額変更時の取扱い

契約担当者は、請負代金額の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で工期末に行われるものは除く。）で、契約者から契約保証金の金額（銀行等の保証、保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券の場合にあつては、保証金額）を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合にあつては10分の3）の金額以

上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合には10分の3）以上に保たれる範囲で請負者の欲する金額まで減額変更するものとする。なお、保証保険の場合には、保険金額の減額は行われないうこととなっているので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

1 契約保証金

- (1) 契約担当者は、契約保証金の金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保証金の返還を求める旨の契約保証金払出請求書（様式第10号）の提出を求めるものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から契約保証金払出請求書の提出を受けたときは、契約保証金払出請求書に記載の金額が契約保証金の減額分に相当する金額と同一であることを確認のうえ、第5 工事完成時の取扱いの例により、減額分に係る契約保証金の還付事務を行うものとする。ただし、出納機関に対する払出通知には支出調書に代えて契約保証金払出請求書を添付するものとする。

2 契約保証金に代わる担保としての有価証券等

- (1) 契約担当者は、契約保証金の金額の減額変更（ただし、保管有価証券の可分性を考慮して、減額分を決定すること。）を行おうとするときは、契約者に対して、契約保証金の減額分につき保管有価証券の返還を求める旨の保管有価証券払出請求書の提出を求めるものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から保管有価証券払出請求書の提出を受けたときは、当該払出請求書に記載の保管有価証券が当該請負契約に係る保管有価証券の可分性を勘案して適切なものであることを確認のうえ、第5 工事完成時の取扱いの例により、保管有価証券の返還事務を行うものとする。

3 銀行等、保証事業会社又は公共工事履行保証証券の保証

- (1) 契約担当者は、保証金額の減額変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第11号）を交付し、契約担当者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合には10分の3）以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第6第3項第2号又は第6第4項に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- (3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

第8 工期の延長時の取扱い

契約担当者は、工期の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更するよう求めるものとする。

る。ただし、保証約款等において、契約担当者が保証人に工期変更の通知を行ったときは、保証期間は工期の変更に応じて変更されたものとみなす旨規定されている場合は、当該変更通知を行うものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えないものとする。

1 銀行等又は保証事業会社の保証

- (1) 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書（以下この項において「変更契約書等」という。を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。
- (2) 契約担当者は、請負者から変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。
 - (ア) 名宛人が契約担当者であること。
 - (イ) 保証人が保証書に記載された銀行等又は保証事業会社であり、押印（電子保証による場合にあっては、保証事業会社の記名）があること。
 - (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。
 - (エ) 保証に係る工事の工事名が工事請負契約書に記載の工事名と同一であること。
 - (オ) 変更後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

2 公共工事履行保証証券

- (1) 契約担当者は、保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、請負契約を変更するものとする。
 - (ア) 債権者が契約担当者であること。
 - (イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。
 - (ウ) 債務者が契約者であること。
 - (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
 - (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
 - (カ) 異動後の保証期間が変更後の工期を含むものであること。
- (3) 工事請負契約の変更後、異動承認書は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

第9 工期の短縮時の取扱い

工期の短縮を行おうとする場合で、契約者から保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間の短縮は行われないうこととなっているので、保険期間の短縮は行わないものと

する。

- (1) 契約担当者は、保証期間の短縮変更を行おうとするときは、契約者に対して、工事請負契約の変更後、保証契約内容変更承認書（様式第11号）を交付し、契約担当者が指定する日に、保証期間を変更後の工期を含む範囲で短縮変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第8第1項第2号又は第8第2項第2号に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- (3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

第10 履行遅滞時の取扱い

契約担当者は、履行遅滞が生じた場合において、契約事項第43条第1項の規定により損害金を徴収して工期経過後相当期間内に工事を完成させようとするときは、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。なお、履行保証保険の場合にあっては、保険期間は工事が完成するまで存するので、変更手続きを行わなくて差し支えないものとする。

- (1) 契約担当者は、保証期間の延長を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書、保証事業会社が交付する変更保証書又は保険会社が交付する異動承認書（以下この項において「変更契約書等」という。）を提出することを求めるものとする。なお、電子保証による場合は、変更保証書の提出があったものとみなすものとする。
- (2) 契約担当者は、契約者から変更契約書等の提出を受けたときは、第7第1項第2号又は第7第2項第2号に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約書等を受理するものとする。
- (3) 工事請負契約の変更後、変更契約書等は、工事請負契約書と一緒に綴っておくものとする。

第11 契約の保証に関する説明事項の閲覧

設計図書等と併せ、別添の工事請負契約における契約の保証に関する説明事項を閲覧に供するものとする。

附 則

この取扱いは、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

(別 添)

工事請負契約における契約の保証に関する説明事項

請負契約は、請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3）以上を保証する次の第1項から第5項に掲げるいずれかの保証が付された後、工事請負契約書案に定める日に締結するものとする。ただし、当該定める日までに第3項から第5項に掲げる保証を得ることができない場合は、あらかじめ契約担当者にその旨を申し出、落札日から5日を超える期間を要する場合にあつては、契約締結期限延長申請書（様式第1号）を提出し、契約担当者の承認を受けなければならないものとする。

1 契約保証金の納付

- (1) 落札者は、契約担当者に、契約保証金を納付する旨を申し出、請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3）以上の金額を記載した納入通知書の交付を受け、指定金融機関等に当該金額を払い込んで領収証書の交付を受けた後、当該領収証書の写しを添付した契約保証金納付届出書（様式第2号）を契約担当者に提出するものとする。
- (2) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うものとする。
- (3) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により小坂町に帰属するものとする。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収するものとする。
- (4) 請負者は、工事完成後、契約担当者から口座振替により契約保証金の返還を受けるものとする。

2 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (1) 契約保証金に代わる担保としての有価証券等は、規則第152条に規定する国債地方債のほか次に掲げるものとする。
 - (ア) 施行令第156条第1項第2号に規定する証券
 - (イ) 鉄道債券その他の政府の保証ある債券
 - (ウ) 定期預金債権
 - (エ) 町長が確実であると認める社債等
- (2) 前号の担保価格は、国債、地方債及び（ア）並びに（ウ）にあっては額面金額及び債権額、その他の債券にあっては額面金額（発行価格が額面金額と異なるときは発行価格）の10分の8の額とするものとする。
- (3) 落札者は、契約担当者に保管有価証券納付書を提出し、出納機関に対して契約保証金の金額に相当する金額の保管有価証券を納付し、保管有価証券保管証書の交付を受けるものとする。なお、提供された有価証券等は、一通につき一工事のみ担保するものとする。

- (4) 保管有価証券納付書の宛名の欄は、契約担当者職氏名及び出納機関職氏名を記載するものとする。
- (5) 落札者は、契約担当者に保管有価証券保管証書を提示するものとする。
- (6) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うものとする。
- (7) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により小坂町に帰属するものとする。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収するものとする。
- (8) 請負者は、工事完成後、請負代金の支払請求書の提出とともに保管有価証券払出請求書を契約担当者に提出するものとする。

3 銀行等又は保証事業会社の保証

- (1) 契約保証金の支払いを保証できる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合及び公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社とするものとする。
- (2) 保証書の宛名の欄は、契約担当者職氏名を記載するよう申し込むものとする。
- (3) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行に基づく損害金の支払いであることとする。
- (4) 保証金額は、契約保証金の金額以上であるものとする。
- (5) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (6) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うものとする。
- (7) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、銀行等又は保証事業会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により小坂町に帰属するものとする。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収するものとする。
- (8) 請負者は、銀行等の保証を付した場合にあっては、工事完成後、契約担当者から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- (1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (2) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、契約担当者職氏名を記載するよう申し込むものとする。
- (3) 保証金額は、請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合にあっては10分の3）以上の金額とするものとする。
- (4) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (5) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約

担当者の指示に従うものとする。

- (6) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により小坂町に帰属するものとする。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収するものとする。

5 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証

- (1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むものとする。
- (3) 保険証券の宛名の欄には、契約担当者職氏名を記載するよう申し込むものとする。
- (4) 保険金額は、請負代金額の10分の1（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3）以上の金額とするものとする。
- (5) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (6) 保証の対象に「契約者の責に帰すべき事由によって契約者の責務について履行不能となった場合」を含むこと。
- (7) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うものとする。
- (8) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその責務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により小坂町に帰属するものとする。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収するものとする。

(様式第 1 号)

契約締結期限延長申請書

年 月 日

契約担当者 様

住 所
商号又は名称
代表者名

次の理由により、契約の締結期限の延長を申請します。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	秋田県鹿角郡小坂町
落札の通知を受けた日	年 月 日
延 長 す る 期 限	年 月 日
落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結できない理由	

番 号
年 月 日

上記申請に基づく契約の締結期限の延長を承認します。

契約担当者

(様式第2号)

契約保証金納付届出書

年 月 日

契約担当者 様

住 所
商号又は名称
代表者名

年 月 日付けで落札した下記工事に係る契約締結にあたり、契約保証金を納付したので、領収証書の写しを添えて届け出します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	秋田県鹿角郡小坂町
契 約 金 額	円
契約保証金納付額	円
履 行 期 限	年 月 日

(様式第3号)

請負契約解除通知書

番 号
年 月 日

様

契約担当者

下記工事の施工に関し、契約事項第45条第1項第 号に該当すると認めたので、同項の規定に基づき、工事請負契約を解除します。

なお、契約保証金（保管有価証券又は銀行等、保証事業会社若しくは保険会社から支払われる保証金若しくは保険金を含む。）は、地方自治法第234条の2第2項の規定により、小坂町に帰属します。

記

契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	秋田県鹿角郡小坂町
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契 約 金 額	円
契 約 保 証 金	円

(様式第4号)

保証金（保険金）請求書

番 号
年 月 日

様

契約担当者

契約者 〃と締結した工事請負契約（工事番号 〃 工事名 〃）
を解除しましたので、下記金額の支払いを請求します。なお、支払いは別添納入通知書により行ってください。

記

請求金額 〃 円

証券番号 _____

※ 証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。

(様式第 5 号)

請負契約解除通知書

番 号
年 月 日

東日本建設業保証株式会社 様

契約担当者

貴社の前払金保証（ 年 月 日付け契約番号 ）及び同契約保証
（ 年 月 日付け契約番号 ）に係る請負者 は、
契約事項第 4 5 条第 1 項第 号の規定に該当し、 年 月 日付けをもって請
負契約を解除したので、前払金保証約款第 6 条第 1 項の規定により通知します。

(様式第 6 号)

保証債務履行請求書

番 号
年 月 日

様

契約担当者

貴社の公共工事履行保証証券（ 年 月 日付け契約番号 ）による保証に係る債務者は、当該保証に係る工事の施工に関し、契約事項 4 5 条第 1 項第 号に該当すると認めたので、公共工事用保証契約基本約款第 7 条の規定により、保証債務の履行を請求します。

(様式第7号)

保証債務履行請求通知書

番 号
年 月 日

様

契約担当者

下記工事の施工に関し、契約事項第45条第1項第 号に該当すると認めためので、同項の規定に基づき、保証人 に対し、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求したためので通知します。

記

契 約 年 月 日	年 月 日
工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	秋田県鹿角郡小坂町
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契 約 金 額	円

(様式第8号)

契約保証金還付申出書

年 月 日

契約担当者 様

住 所
商号又は名称
代表者名

年 月 日付けで契約した下記工事について、契約が履行されましたので、
契約保証金を還付くださるよう申し出します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	秋田県鹿角郡小坂町
契 約 金 額	円
契 約 保 証 金 額	円
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
口座振替払の振込 銀行、口座番号等	銀行（農協） 支店（支所）
	普通・当座 口座番号
	口座名義

(様式第9号)

保証書に係る領収書

年 月 日

契約担当者 様

住 所
商号又は名称
代表者名

貴職より保証書（変更契約書がある場合は変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等へ返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

工事番号

工 事 名

(様式第10号)

契約保証金払出請求書

年 月 日

契約担当者 様

住 所
商号又は名称
代表者名

下記工事に係る請負代金額の減額変更に伴い、当該減額された額に相当する契約保証金額の払い出しを請求します。

契 約 年 月 日	年 月 日			
工 事 番 号				
工 事 名				
工 事 場 所				
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日			
契 約 金 額	変更前	円	変更後	円
契 約 保 証 金	変更前	円	変更後	円
払 出 請 求 額				
口座振替払の振込 銀行、口座番号等	銀行（農協）		支店（支所）	
	普通・当座		口座番号	
	口座名義			

(様式第 1 1 号)

保証契約内容変更承認書

番 号
年 月 日

様

契約担当者

下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1. 変更する保証契約

証 券 番 号	
保証委託者又は債務者名	
工 事 名	

2. 内容変更の承認事項

保証金額の減額	変 更 前	円
	変 更 後	円
保証期間の短縮	変 更 前	終 期 年 月 日
	変 更 後	終 期 年 月 日
そ の 他		

※証券番号については、証券番号がある場合のみ記載する。